

# 「安心・元気の埼玉」の実現に向けた 提案・要望

## 分野別提案・要望

### 分野2 生活の安心を高める分野

# ■地域医療体制の充実

【法務省、厚生労働省、観光庁】

県担当課：保健医療政策課、医療整備課

## 1 子宮頸がん予防ワクチン接種への対応

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応症例について十分な検証を行い、因果関係を解明するとともに、国民に対し速やかに分かりやすい情報提供を行うこと。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係を否定できない健康被害に苦しんでいる方々に対して、早急に効果的な治療法を確立すること。
- (3) 子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係が明らかになった際には、速やかに国が責任を持って適切に補償すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種については、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛及び運動障害を訴える方が、多数報告されている。
- ・ このため、平成25年6月14日、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論を受けて、定期予防接種としての積極的な接種勧奨を中止した。
- ・ しかし、引き続き厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において検討が続けられているが、未だ因果関係は解明されていない。
- ・ 現在、接種希望者に対しては、有効性とリスクについて周知を図っているが、国民の健康と安全を守るため、ワクチン接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められている。
- ・ 本県でも、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会埼玉支部が設立され、支援について相談が寄せられている。

### ◆参考

#### ○全国の副反応報告の状況

資料：第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（令和元年8月末現在）

医療機関等からの副反応報告	うち「重篤な症例」の報告
3,206件	1,853件

#### ○埼玉県内における副反応報告件数

（平成25年4月～令和2年2月）

医療機関からの副反応報告	保護者からの発生した症状の報告	主な副反応
41件*	18件	意識消失、発熱、痛み、しびれ、歩行障害、全身エリテマトーデス、全身の痛み、けいれん、震え

※厚生労働省からフィードバックされたもののみ集計

## 2 外国人患者を受け入れる医療機関に対する支援制度の充実

【法務省、厚生労働省、観光庁】

### ◆提案・要望

- (1) 不法滞在者の未払医療費の補助制度について、救命救急センター(8施設)だけでなく全ての救急医療機関(194施設)を対象とするほか、必要な財源を十分に確保するとともに、未払医療費による医療機関の負担をなくすため、補助要件や補助率の見直しを行うこと。
- (2) 増加する訪日外国人に対し、急な病気やけが等に対応する旅行保険の加入を国が積極的に促すとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図ること。
- (3) 国が設置した医療機関における外国人対応に資する夜間・休日のワンストップ窓口について、相談体制の一元化、効率化を図るため、毎日24時間対応とすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 平成31年1月1日現在の国内の不法滞在者数は、7万4,167人であり、平成27年から増加傾向にある。
- ・ 本県の在留外国人は約18万人(平成30年12月末現在)いるが、在留期間満了後も日本にとどまる不法滞在者が医療機関を受診し、医療費を支払わない悪質なケースも増加している。
- ・ 不法滞在者が119番通報するケースは特に搬送困難事案になりやすく、救急車が現場で長時間滞在した結果、傷病者に命の危険が及ぶ場合があるだけでなく、他の救急要請に支障を来す事態となっている。
- ・ 特に未払医療費を補填する制度が都道府県ごとの制度であり、不法滞在者を県外の医療機関に搬送し、未払医療費が発生しても、受け入れた医療機関には全く補填されないため、県外への搬送に支障を来している。
- ・ 不法滞在者が救命救急センターを受診した場合には国の補助制度(医療提供体制推進事業費補助金)があるが救命救急センターが受け取れるのは最大でも未払医療費の総額から20万円を控除した額の3分の2までであり、残りの未払医療費は救命救急センターが負担する制度となっている。
- ・ しかも、必要な財源が確保されていないため、国からの交付額は必要額の約7割にとどまっている。
- ・ さらに救命救急センター以外の医療機関における未払医療費については国の補助制度がないため、県が独自事業で市町村とともに一部を助成しているが、本来は外国人の在留管理を行っている国が主体的に取り組む問題である。

### <訪日外国人>

- ・ 平成30年の訪日外国人旅行者は過去最高の3,119万人となっており、国は2020年に4千万人まで増やすことを目指している。
- ・ 本県でも川越や長瀨などの観光スポットやアニメの聖地があることなどから、外国人旅行者は多く、約67万人(平成30年)となっている。
- ・ 本県では東京2020オリンピック・パラリンピックの開催会場にもなっていることから、今後も外国人旅行者増加が見込まれる。
- ・ その一方、外国人旅行者については約3割が旅行保険に加入していないというデータもある。

- ・ 旅行保険に加入していない外国人旅行者が急な病気やけが等で医療機関を受診し、高額な医療費がかかった結果、未払いとなる事案が問題となっている。
- ・ また、外国人旅行者の未払医療費については「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により費用弁償をする制度があるものの、救護者がいれば資財の有無に関わらず適用外とされているため、実質的に費用弁償される例は少ない。
- ・ 訪日外国人旅行者の急なけがや病気に対応するためには、訪日外国人旅行者の入国を管理している国が主体となって、航空機内や入国審査時などあらゆる機会を捉えた旅行保険の加入の促進に取り組むとともに未払医療費に対する補助制度の拡充を図る必要がある。

#### <医療機関における未払医療費>

- ・ 県内全ての病院に対して、平成29年度に受け入れた外国人患者について未払医療費の実態調査を行ったところ、54施設で約3,830万円の未払医療費が発生していた。(平成30年12月時点)
- ・ 今後も我が国の地域医療体制を円滑に確保するためには、国が主体となって不法滞在者や外国人旅行者の未払医療費対策を行うことが必要である。

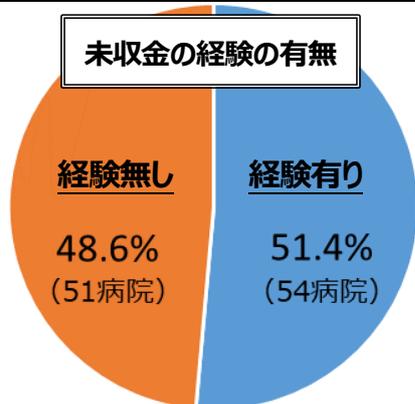
#### <医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口>

- ・ 国は、令和元年10月から、医療機関における未払医療費の対応などの外国人対応に資するワンストップ窓口を設置したが、その利用可能時間は平日の夜間及び土日祝日に限られている。
- ・ これは、国が、平日日中の時間帯の窓口は、都道府県が国の補助金（補助率2分の1）を活用して設置するものとしているためである。
- ・ 本県では令和2年6月までに平日日中の時間帯の窓口を設置予定であるが、仮に国と県で委託先の業者が異なった場合、利用者にとっては、相談する時間帯によって電話番号、対応者等が異なることとなり、不便なものとなる恐れがある。
- ・ また、医療機関の外国人対応に関する相談という、専門性が高く、広範な内容の相談に対応できる事業者は全国でも一部の事業者に限られることから、地域性を勘案して各都道府県ごとに契約するよりも、国が一括して契約し、利用可能時間を毎日24時間とすることで、当該事業全体の経費の削減にもつながる。
- ・ 以上により、国の相談窓口の利用可能時間を拡大し毎日24時間とすべきである。

◆参考

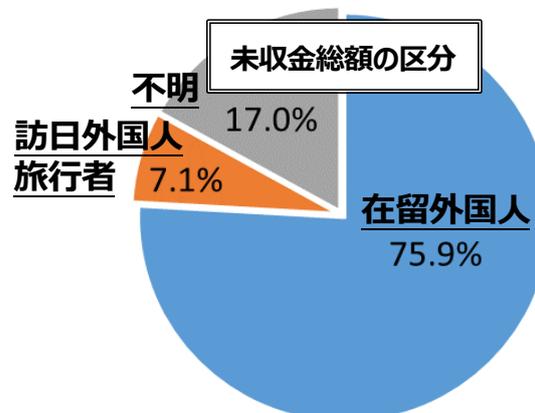
○平成30年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査（埼玉県独自調査）  
 調査対象期間：平成29年度の1年間

外国人患者の受入れ実績のある病院  
 （105病院）における、外国人患者  
 による未収金の経験の有無



未収金の経験が有った病院（54病院）の  
 未収金の発生件数（平均） 8.9件  
 未収金の総額（平均） 70.9万円  
 未収金の総額（最高額） 420万円

未収金総額（約3,830万円）の  
 在留外国人・訪日外国人旅行者による区分



未収金総額	約	金額	割合
在留外国人によるもの	約	2,910万円	(75.9%)
訪日外国人旅行者によるもの	約	270万円	(7.1%)
不明	約	650万円	(17.0%)

※ある患者が在留外国人か否かについては、病院の判断による。

# ■防犯対策の推進と捜査活動の強化

【警察庁】

県担当課:公安第一課(警察本部)

## 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた治安措置

【警察庁】

### ◆提案・要望

- (1) 新たな脅威とされるドローンを使用したテロ、各競技会場に対するテロ、主要駅や商業施設等のソフトターゲットに対するテロ等、各種事態への対処能力の向上を図るべく、テロ対策装備資機材(銃器、ドローン、爆発物、NBC対策等)の拡充に必要な財政支援を行うこと。
- (2) また、昨今の厳しいテロ情勢の中、警察と関係機関、民間事業者等と緊密な連携が不可欠であることから、それらの活動に必要な財政支援を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 国際テロ情勢として、ISIL(いわゆる「イスラム国」)は日本や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししているほか、海外で邦人や我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続している。
- ・ また、世界各地では、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関等のソフトターゲットを狙った車両突入や刃物・銃を使用したテロが発生している。
- ・ 県警察では、埼玉県5か年計画に基づき、装備資機材の整備等のテロ対策に取り組んでいるところ、併せて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、更なるテロ対処装備資機材(銃器、ドローン、爆発物、NBC対策等)の拡充とテロ未然防止のため、継続した官民連携による気運醸成の啓発活動を推進する必要がある。

### ◆参考

○最近の主なテロ事件

発生国・都市	発生場所	発生年月	死者数
インド・カシミール	路上	2019年2月	43人
ニュージーランド ・クライストチャーチ	モスク	2019年3月	50人
スリランカ・コロンボ等	教会・ホテル	2019年4月	250人以上
エジプト・カイロ	路上	2019年8月	20人以上
リビア・ベンガジ	ショッピングモール前	2019年8月	3人
アフガニスタン・カブール	結婚式場	2019年8月	80人
英国・ロンドン	集会所	2019年11月	2人
ソマリア・モガディシュ	路上	2019年12月	87人

- ・ 県警察では、関係自治体や民間事業者等と連携し、テロの未然防止や発生時の協働対処体制を構築し、効果的なテロ対策を推進していく。

# 交通安全対策の推進

【警察庁、国土交通省】

県担当課： 道路環境課、交通規制課（警察本部）

## 1 交通安全施設等の整備

【警察庁、国土交通省】

### ◆提案・要望

- (1) 交通死亡事故の約55.6%が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- (2) 「ゾーン30」における生活道路30km/hの区域規制や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- (3) 県管理道路の歩道設置率は通学路で83.6%、全体でも73.3%であり、児童等の安全確保を図るため、歩道整備のための財源を確保すること。
- (4) 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の人身交通事故は、平成22年をピークに減少傾向にあり、令和元年の交通事故死者数についても前年に比べ減少したものの、129人と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- ・ 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の48.8%を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約82.5%と高くなっている。
- ・ 交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

### ◆参考

○主な交通安全施設整備数（補助事業）※R2年度は見込み数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
信号機新設数	4基	3基	4基	1基	3基
信号機改良（車両用灯器LED化）	1,092灯	1,056灯	756灯	282灯	246灯
信号機改良（歩行者用灯器LED化）	272灯	464灯	404灯	272灯	304灯
横断歩道整備数	1,300本	1,725本	2,025本	2,925本	2,725本
ゾーン30整備数	24区域	23区域	36区域	28区域	30区域
標識整備数（県警所管）	1,694本	1,659本	1,973本	2,196本	2,823本

# ■消費者被害の防止

【内閣府、消費者庁】

県担当課：消費生活課

## 1 地方消費者行政の充実強化のための財源確保

【内閣府、消費者庁】

### ◆提案・要望

複雑かつ多様化する消費生活相談に対応するため、また、消費生活相談窓口等の事業が安定して実施できるように、必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では現在、単独で窓口を設置する方式のほか、複数市町村が窓口を相互に利用をする方式を含め、県内63市町村の全てにおいて週4日以上消費生活相談窓口が整備されるなど、消費者行政は着実に進展している。
- ・ その財源として、従来、地方消費者行政活性化基金を活用してきたが、平成27年度から地方消費者行政推進交付金による財政支援に切り替わった。
- ・ 地方消費者行政推進交付金の活用事業は、事業ごとに終期があらかじめ設定されているとともに、新たな事業に取り組むことができるのは、平成29年度までに開始した事業に限られている。
- ・ また、平成30年度から地方消費者行政強化交付金による財政支援に切り替わり、新たな消費者課題に対応できる強化事業も追加となったが、活用期間は限られ、推進事業分の交付金も大幅に減少している。
- ・ 今後、強化交付金のうち推進事業分の減少により、市町村の消費生活相談窓口等の事業継続が不安定となることが予想される。

### ◆参考

○地方消費者行政強化交付金による財政支援状況

(単位：千円)

	H29 当初 交付決定額	H30 当初 交付決定額	R1 当初 交付決定額	対前年比
強化交付金推進事業 (～29 推進交付金) 補助率 国 10/10	231,245	95,253	45,903	48.2%
強化交付金強化事業 (30～創設) 補助率 国 1/2	—	12,165	13,227	108.7%
活性化基金 (30～推進事業に充当) R 2 活用終了	(支出額) 94,720	(支出額) 75,674	(支出額) 97,947	129.4%
計	325,965	183,092	157,077	85.8%

# ■安全な水の安定供給と健全な水循環の推進

【財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省】

県担当課：土地水政策課、生活衛生課、河川砂防課、  
水道企画課、水道管理課

## 1 ダム等水資源関連施設に係る負担の軽減

【財務省、厚生労働省、国土交通省】

### ◆提案・要望

#### <ダム等水資源開発施設建設に係る負担軽減>

- (1) ダム等水資源開発施設建設に係る事業について、現行計画の総事業費及び工期を厳守すること。
- (2) ダム等水資源開発施設建設に係る県負担の軽減に資するよう、国として、入札制度の改善や新技術・新工法の開発など徹底したコスト縮減に取り組み、総事業費の圧縮に努めること。
- (3) 水資源開発施設に係る国庫補助金について、要望額を確保できるよう予算措置すること。

#### <水源地域整備計画の推進に必要な財源の確保>

- (4) 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- (5) 水源地域整備に係る国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないように、国において財政措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ ダム等水資源開発施設については、総事業費の増額や工期を延長してきた経緯がある。  
そのため、現在事業中の思川開発、霞ヶ浦導水については、現行計画の総事業費及び工期の厳守とともに、県財政への負担が軽減されるように努めることを求めていく必要がある。
- ・ 水源地域整備事業については、事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源確保が必要である。

### ◆参考

- 平成29年3月に思川開発事業で工期延長（事業実施計画の変更）が行われた。  
（予定工期を変更 平成27年度 → 令和6年度）
- 平成28年3月に霞ヶ浦導水事業で工期延長（事業計画の変更）が行われた。  
（予定工期を変更 平成22年度 → 令和5年度）

## 2 水道施設の耐震化及び更新等に対する財政支援の拡充

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 各補助事業の採択基準の緩和や基準事業費の見直しを行い、交付率を引き上げる  
こと。
- (2) 石綿セメント管の更新に係る採択基準を撤廃するとともに、老朽化した設備に  
対する更新事業を補助対象に追加すること。
- (3) 要望額に対して不足が生じないよう予算措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 水道事業者等は、料金収入が減少する中、水道水の安定給水を図るため、水道施設の更新や改築あるいは耐震化などを計画的に進める責務がある。
- ・ 国では、水道水源開発等施設整備費国庫補助金や生活基盤施設耐震化等交付金を設け、これら取り組みに対する財政支援を予算の範囲内で実施しているところであるが、これらの交付要綱及び取扱要領では、水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も1/3又は1/4にとどまっている。
- ・ 特に埼玉県は石綿セメント管の残存率が高く、早急に更新が必要な管種であるにも関わらず、交付事業の「水道管路緊急改善事業」は、水道料金の水準、給水収益に占める企業債残高の割合、有収密度等の様々な採択基準が設定されているため、埼玉県内では1事業者しか活用できない状況である。
- ・ また、電気設備や監視・制御設備等の設備類は、他の水道施設と比較して耐用年数が短いため、それら設備に対する更新事業は現行制度では補助対象となっていない。
- ・ さらに、令和2年度は要望額を満たす交付金の内示がなされているが、過去には約7割の内示となった年度もあり、計画的な事業進捗に支障をきたす場合がある。

### ◆参考

#### ○埼玉県の耐震化の状況【平成30年度】

- ・ 浄水施設の耐震化率 17.6% (全国平均30.6%)
- ・ 配水池の耐震化率 69.5% (全国平均56.9%)
- ・ 基幹管路の耐震適合率 46.1% (全国平均40.3%)

#### ○埼玉県の水道施設の老朽化の状況【平成29年度】

- ・ 法定耐用年数を経過した管の割合 12.9% (全国平均16.3%)
- ・ 経年化設備率 51.2% (全国平均47.4%)
- ・ 石綿セメント管残存率 1.3% (全国平均 0.6%)

### 3 水道広域化の促進に係る支援施策の充実

【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

- (1) 水道広域化を促進するため、生活基盤施設耐震化等交付金（広域化事業）の採択基準を緩和し、「全体計画は原則10年間とし、令和16年度までの時限事業とする。」の規定を撤廃すること。
- (2) 広域化事業がない場合であっても、生活基盤施設耐震化等交付金（運営基盤強化等事業）の交付が受けられるよう、広域化事業がない場合の基準事業費を設けるなど採択基準を緩和すること。
- (3) 水道広域化の強い動機付けとなる支援制度の創設・拡充を図ること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、平成23年に「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、水道広域化を推進しており、県内を12のブロックに分けてブロックごとの検討を行っている。これまで、秩父広域市町村圏組合（秩父ブロック）において平成28年4月に水道広域化を実現しており、秩父広域市町村圏組合の水道広域化については、国等が開催する会議等において先進事例として取り扱われている。
- ・ 国では、水道広域化を支援するため生活基盤施設耐震化等交付金を設けて、水道事業の広域化に資する施設整備（広域化事業）を対象に交付金を交付するとともに、広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費を上限に、運営基盤の強化に必要な施設整備（運営基盤強化等事業）に対しても交付金を交付している。
- ・ また、国は水道の基盤を強化するため、水道法の一部を改正（平成30年12月12日公布）し、都道府県に対し水道広域化を含めた水道の基盤強化への取組を求めている。
- ・ 秩父広域市町村圏組合においても、平成28年度より交付金の交付を受けているが、平成28年度及び平成29年度の交付金は要望額に対して約7割の交付にとどまったため、財源計画の見直しを余儀なくされている。更に、秩父広域市町村圏組合では、令和元年の台風19号の大規模災害にも見舞われ、広域化事業の進捗に影響が生じている。
- ・ 本県としては、秩父広域市町村圏組合の水道広域化を成功に導き、この先進事例を広く展開していくことが、水道の基盤強化に有効と考えるが、そのためには、生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の緩和等が必要である。
- ・ また、本県では埼玉県水道用水供給事業（県営水道）が、秩父広域市町村圏組合を除くほぼ全ての水道事業に水道用水を供給しており、県営水道の供給区域の水道事業では施設の効率化が既に行われている。
- ・ このため、水道広域化にあたって、広域化事業の対象となる新たな施設整備を行わない場合があり、この場合は運営基盤強化等事業の交付金を受けられず、水道広域化のインセンティブが活用できない。

## 4 工業用水道施設の更新・改良に対する財政支援の拡充

【経済産業省】

### ◆提案・要望

- (1) 「工業用水道事業費補助金」について、補助を必要とする事業に幅広く交付されるよう、採択基準を見直すこと。
- (2) 「工業用水道事業費補助金」について、要望に対して不足が生じないように、予算措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 工業用水道については、産業構造の変化、水の使用合理化により、需要が減少し、料金収入が低迷している。さらに、高度経済成長期に整備された老朽施設の更新や、大規模地震に対応した震災対策の必要性が年々増大し、経営状況は悪化している。
- ・ 県企業局においても、平成10年には約25億円だった給水収益が平成30年には約16億円まで減少しており、このような状況の中で、工業用水道施設の耐震化や更新を計画的に進める必要がある。
- ・ 国では、「工業用水道事業費補助金」を設け、工業用水事業者のこれら取り組みに対する財政支援を実施しているところである。
- ・ しかし、この補助制度では、各申請者からの提出資料に基づいて外部有識者委員会が事業者を順位付けし、予算の範囲内で補助採択しているため、予算範囲外の順位以下となる全ての事業が補助金を一切交付されない。
- ・ さらに、複数年事業の場合、一度不採択となると、次年度以降、補助申請ができない。
- ・ また、評価項目には特定の地域や事業内容のみを加点する項目があり、各事業者の順位が固定化されることになる。そうなれば耐震対策の様な危機管理上、重要な事業でも採択されない。

### ◆参考

#### ○現行制度の概要

##### 工業用水道事業費補助金

- ・ 補助率 30%
- ・ 補助採択に当たっては、各申請者からの提出資料に基づいて外部有識者委員会が事業者を順位付けし、より上位の事業者から予算の範囲内で予算措置される。  
(水道事業者に対する厚生労働省の財政支援は、各申請者からの要望を予算額に収まるように査定することにより、幅広い水道事業者に補助金が行き渡る制度となっている。)

#### ○工業用水補助金関係予算の状況【経済産業省】

平成 29 年度：2,010,000 千円  
平成 30 年度：1,947,000 千円  
令和元年度：2,985,000 千円  
令和 2 年度：2,995,000 千円

## 5 雨水・再生水利用の推進

【国土交通省】

### ◆提案・要望

水の有効利用を促進するため、雨水・再生水利用施設の普及に向けた財政支援の拡充を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水・再生水の有効利用がある。
- ・ 平成26年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雨水・再生水利用施設整備に関する財政支援は、下水道事業に関連する補助金と税制上の優遇措置のみとなっている。
- ・ 雨水・再生水の利用促進のためには、施設整備の推進が有効であり、下水道施設だけでなく、全ての雨水・再生水利用施設整備に直接利用できる財政支援が必要である。

## 6 水源地域の保全

【農林水産省、林野庁、国土交通省】

### ◆提案・要望

- (1) 水源地域の保全のため、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備を行うこと。
- (2) 法整備に当たっては、水源地域の保全に取り組んでいる地方の意見を反映すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 水源地域の保全は、水の供給源としての水源地域の機能を維持するために大変重要である。しかし、外国資本等による土地取引、利用、開発の規制に係る法整備はされていない。
- ・ 外国資本等による土地取引は、水源を涵養する森林の機能が十分発揮されないような維持管理や水源が損なわれるような用途への転用などの支障が生じるおそれがある。
- ・ 全国的には、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者による森林買収の事例が平成30年では30件確認されているなど、将来にわたる水源地域の保全に対する懸念が高まっている。
- ・ なお、本県では平成24年に埼玉県水源地域保全条例を施行し、水源地域の土地取引等の状況の把握に努めており、現在までに外国資本等による土地所有は確認されていない。

# ■生活の安心支援

【厚生労働省】

県担当課：社会福祉課

## 1 生活保護制度の改善

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

- (1) 生活保護制度については、実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて見直しを行うこと。
- (2) 生活保護基準については、社会経済情勢や地域の消費動向などを十分に勘案した適切なものとするとともに、貧困の連鎖を防止する観点から、子供がいる世帯に十分配慮したものとすること。
- (3) 近年マスコミでも取り上げられている無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、事前の許可制とするとともに、個人による経営実態の隠蔽を防ぐため実施主体を法人に制限し、事業者の財務資料の公表により経理の透明性を確保するなど、法令による規制を強化すること。
- (4) 入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。
- (5) 救護施設における介護職員など直接処遇職員の配置基準を見直すとともに、配置基準に見合った施設事務費の引上げを行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

＜生活保護制度の見直しについて＞

- ・ 国は、生活保護制度の適正化や自立支援の強化を図るため、生活保護法及び社会福祉法の一部改正を行った。
- ・ 改正の主な内容は以下のとおりであり、令和2年度にかけて順次施行されることになっている。
  - ア 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
    - ・ 進学準備給付金の支給（施行済）
  - イ 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
    - ・ 後発医薬品の使用原則化（施行済）
    - ・ 健康管理支援事業の創設（令和3年1月1日施行）
  - ウ 貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への生活支援
    - ・ 無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化（令和2年4月1日施行済）
    - ・ 単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施（令和2年4月1日施行済）

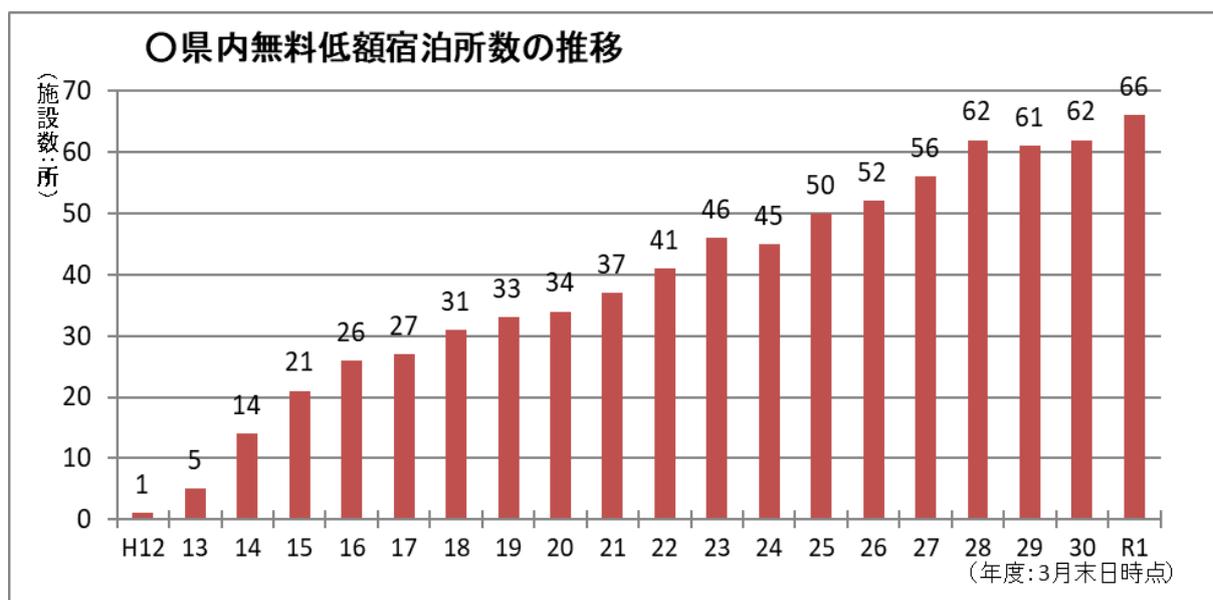
- エ 資力がある場合の返還金の保護費との調整（施行済）
- オ 介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例（施行済）
  - ・ 保護の実施要領等の改正について、県内の福祉事務所からも、毎年度多くの意見が寄せられており（令和元年度 51件）、こうした地方の意見を十分に踏まえ不断の見直しを行っていく必要がある。

<生活保護基準の見直しについて>

- ・ 生活保護基準については、定期的に検証を行うこととされており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとされている。
- ・ 平成29年の検証を踏まえ、生活扶助基準、児童養育加算、母子加算、教育扶助及び高等学校等就学費の見直しが平成30年10月から3年間かけて段階的に実施されている。
- ・ 国は、この見直しの影響により生活扶助費が下がる世帯の割合について、全世帯で67%、有子世帯で43%、母子世帯で38%と推計している。
- ・ 今回の検証で検討課題とされながら、とりまとめに至らなかった級地制度等の課題については、今後、継続的に議論を行う必要があるとされている。
- ・ また、現行の検証手法である水準均衡方式は、一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えているため、比較する消費水準が低下すると絶対的な水準を割ってしまう懸念がある。最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの考え方によらず、理論的根拠に基づいた複雑でない新たな検証手法の開発が今後の検証に向けた課題として挙げられている。

<無料低額宿泊所に係る法整備について>

- ・ 無料低額宿泊所は令和元年度に県内で4か所開設されるなど年々増加している。
- ・ 平成30年6月に社会福祉法が改正され、無料低額宿泊所に対する事前届出制の導入、設備・運営等に関する基準の制定、改善命令制度の導入など、規制強化が図られ、令和2年4月から適用されたが、許可制ではないほか、事業主体が制限されていないなど、必ずしも十分であるとは言えない。



<外国人に対する生活保護の準用について>

- ・ 本県の外国人に対する生活保護の現状は、この9年間、受給者が3,000人を超える状況が続いている。
- ・ 外国人については、昭和29年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。
- ・ しかし、当該通知後、60年以上を経過し、多くの外国人の生活保護受給者がいるため、地方自治体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

<救護施設の事務費支弁基準の引上げについて>

- ・ 救護施設では、入所者の高齢化、障害の重度化が深刻な問題となっている。
- ・ 県内に救護施設は2施設あり227人が入所しているが、入所者の平均年齢は67.8歳と高齢化し、全部介助を必要とする者は28人、一部介助を必要とする者は179人となっている。
- ・ 直接処遇職員の配置基準は主任指導員1人、介護職員18人、看護師1人である（施設定員101～110人の場合）。
- ・ 現行の施設事務費支弁基準額では、十分に職員が配置できず一人当たりの介助負担が増大し、入所者に対する適切な処遇に支障をきたすおそれがある。

施設定員101～110人	救護施設	障害児入所施設
一般事務費(月単価)	135,700円	155,520円

※ 令和元年度事務費支弁基準額（羽生市）

◆参考

○救護施設

生活保護法第38条に基づく保護施設の一つであり、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を受け入れ、生活扶助を行う施設。

## 2 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

就労支援及び住宅支援は、生活保護受給者の自立支援にとって極めて重要であることから、必要な財源については国が責任をもって確保し、各自治体が積極的に事業に取り組めるよう国庫補助率を引き上げること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 福祉事務所のケースワーカーは、増加する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。
- ・ 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、専門性を持った支援員を配置して就労支援及び住宅確保に関する事業を実施してきた。
- ・ 平成27年度から国の補助制度が変わり、当該事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の対象となり、国庫補助率が10分の10から就労支援は3分の2、住宅支援は4分の3にそれぞれ引き下げられた。
- ・ 生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む必要がある事業の財源は、全て国において責任をもって確保するべきである。

### ◆参考

#### ○生活保護受給者チャレンジ支援事業

##### (1) 就労支援について

- ・ 本県の有効求人倍率は改善が進んでいるが、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。
- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中10市にとどまっている。

##### (2) 住宅支援について

- ・ 本県では、平成22年9月から全県（さいたま市を除く。）の生活保護受給者を対象に住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者など居宅の確保に困難を抱える者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行ってきた。
- ・ 平成27年度からは県は町村部のみで事業を実施。市部は市が事業を実施するが、県がこれまで実施してきた事業と同様に取り組む市は40市中8市にとどまっている。

### 3 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保

【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行された。
- ・ 法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。
- ・ さらに、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることを期待される。
- ・ しかし、任意事業の国庫補助率は就労準備支援事業3分の2、一時生活支援事業3分の2、家計改善支援事業2分の1（条件により3分の2）と低い上、国庫補助の上限である基準額が設定されている。
- ・ 各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率及び基準額が低いため実施できない自治体の方が多く、地域間で格差が生じている。
- ・ 本県では、就労準備支援事業は40市中13市、一時生活支援事業は40市中5市、家計改善支援事業は40市中16市の実施にとどまっている状況にある。

# ■危機管理・防災体制の強化

【消防庁、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

県担当課： 土地水政策課、学事課、  
危機管理課、消防課

## 1 学校施設（私立学校）におけるブロック塀等の安全対策の推進

【財務省、文部科学省】

### ◆提案・要望

- (1) 安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を推進し、学校施設の防災機能の強化を図るため、十分な財源を確保するとともに、財政支援制度の充実を図ること。
- (2) ブロック塀等の安全点検、特に内部点検の方法の確立や基準の提示など、技術的支援を行うこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 災害時における児童生徒の安全確保のため、学校施設におけるブロック塀等の撤去・再設置・改修を速やかに行う必要がある。
- ・ ブロック塀等の点検を正確に行うためには、内部の状況を把握する必要があるが、設計図書等により確認できないものも多い。しかし、全ての塀等についてブロックを取り外して点検を行うことは現実的ではない。

### ◆参考

○安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校数（割合）

<私立学校>

安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校数			全学校数に対する割合		
1	東京都	159校 / 634校	1	香川県	61.3%
2	大阪府	118校 / 491校	2	島根県	57.1%
3	神奈川県	68校 / 323校	3	高知県	46.9%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
6	埼玉県	47校 / 288校	40	埼玉県	16.3%

※ 文部科学省「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（令和元年8月7日）を編集して引用

## 2 学校施設（私立幼稚園）における空調設備の整備推進

【財務省、文部科学省】

### ◆提案・要望

夏季における猛暑対策と災害時の避難所機能の強化策として、学校施設における空調設備の設置を推進するため、十分な財源を確保するとともに、財政支援制度の充実を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 熱中症事故は全国的に課題となっているが、本県熊谷市では平成30年7月23日には、当時観測史上最高となる41.1℃が観測されたように、県内私立幼稚園で熱中症がいつ発生してもおかしくない状況である。
- ・ 県内私立幼稚園の保育室への空調設備の設置状況は、96.8%であり、完備されていない状況である。
- ・ 私立幼稚園を対象とした私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）では、補助対象事業が空調設備を更新する場合に限られており、新たに空調設備を設置する場合は補助対象外である。
- ・ 私立幼稚園が空調設備を新たに設置する場合は、家庭用のものなど、取り付け・取り外しが安易なもののみ、教育支援体制整備費交付金（緊急環境整備）が活用できるが、交付金に圧縮がかかり申請額どおりの財源支援ができていない状況である。

### ◆参考

- 学校環境衛生基準（平成30年4月1日改正）  
教室等の望ましい温度の基準：17℃以上、28℃以下
- 本県の私立学校等における空調設備の設置状況  
幼稚園の保育室への空調設備の設置率 96.8%  
(小学校、中学校、高等学校の普通教室への空調設備の設置率 100%)
- 令和元年度私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費・空調関係）  
(申請数2件、採択数2件)
- 令和元年度教育支援体制整備交付金（幼児教育質の向上のための緊急環境整備・空調関係）  
(申請数2件、採択数2件)（国庫圧縮率約41%）

### 3 地籍整備の推進

【法務省、国土交通省】

#### ◆提案・要望

＜地籍調査事業に必要な財源の確保＞

- (1) 実施市町村に対し地籍調査事業補助金を適切に配分するために必要な財源を確保すること。
- (2) 特に調査の遅れている都市部及び山村地域において、市町村実施の足がかりとするため、国直轄の基本調査を実施すること。

＜登記所備付地図整備事業の拡充＞

- (3) 調査が遅れているD I D地区で実施される登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）整備事業について、さらなる調査箇所数の増加や面積の拡大を図ること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県における地籍調査の進捗率は32%で全国平均の52%を大きく下回っており、着手率については全国46位となっている。特に都市部の地図混乱地域の地籍調査は難度が高く、市町村による調査が遅れている。
- ・ そのため、地籍調査事業の推進に鋭意取り組んできており、令和元年度に2市町、令和2年度にはさらに4市町が着手又は再開し、22市町村で実施している。
- ・ 一方、令和元年度の国庫補助金については、要望額のおおむね8割となっており、全額確保がされていない。
- ・ 地籍調査の推進のためには、未着手・休止市町の着手・再開が重要であるが、予算が確保されていない状況では市町に実施を促すことは難しい。
- ・ また、本県は首都直下地震の被害想定地域であることから、被災後の復旧・復興の迅速化のため、早急に事業を実施し土地境界の明確化を図ることが必要である。

#### ◆参考

○地籍調査の進捗率（%）

区 分	全 国	埼玉県
D I D (※)	25	23
非D I D	宅 地	48
	農用地	43
	林 地	18
合 計	52	32

※ D I D (Densely Inhabited Districts) : 国勢調査において設定された「人口集中地区」

※ 進捗率は平成31年3月末時点

## 4 地震に関する調査研究の推進

【文部科学省】

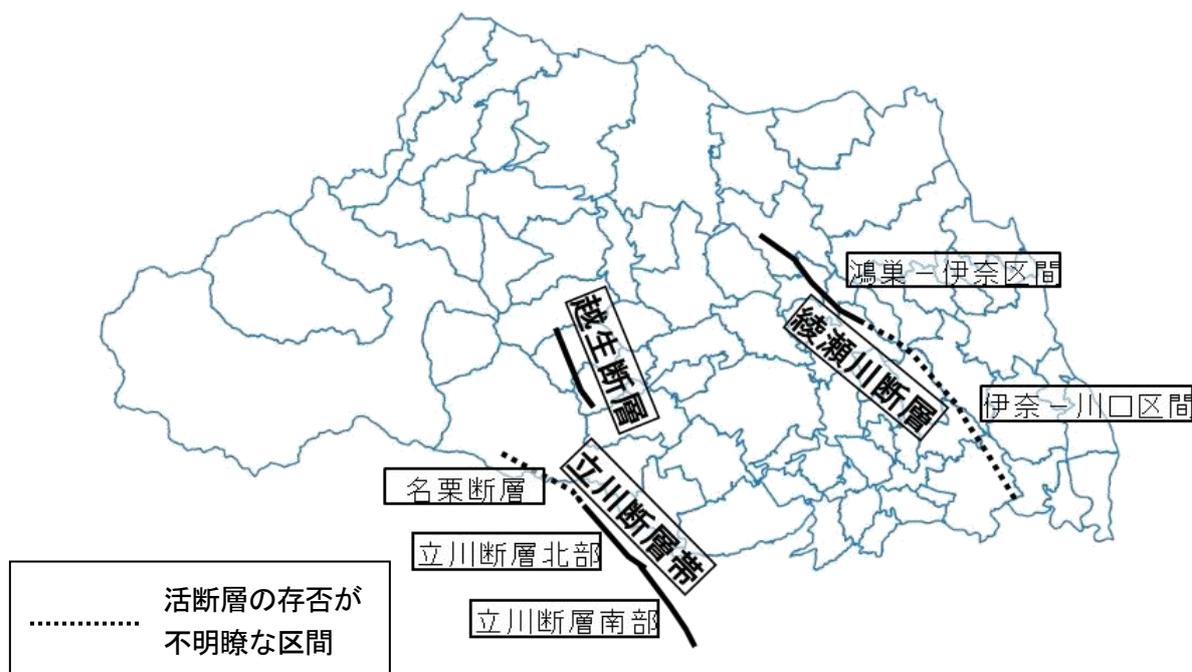
### ◆提案・要望

- (1) 地方自治体が地震に関する調査研究の成果を防災対策に活用できるよう、国は、基礎的な調査研究をより一層推進し、綾瀬川断層の伊奈－川口区間や立川断層帯の活断層の存否を早急に明らかにすること。
- (2) 活断層と評価したにもかかわらず地震発生確率が不明としている断層について発生確率を明らかにすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 関東近郊は複雑な地殻構造をしているため、この地域の地震発生メカニズムの解明には、最新の地震観測システムによる観測や活断層の調査など、基礎的な調査研究が重要である。
- ・ 綾瀬川断層の伊奈－川口区間については、地震調査研究推進本部が「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」において新たに活断層の可能性を認定した。その後、平成28年度の詳細調査の結果、この区間の大部分は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。
- ・ 立川断層帯については、同推進本部が「立川断層帯の重点的な調査観測（平成24～26年度）」及び「活断層の追加・補完調査（平成27年度）」において、立川断層帯の一部（名栗断層）は活断層ではないとされたが、いまだに活断層の認定の見直しには至っていない。
- ・ 越生断層については、「関東地域の活断層の長期評価（平成27年度）」により新たに活断層として認定されたが、詳細調査が実施されていないため、地震発生確率は不明である。

### ◆参考



## 5 消防防災関係施設・設備の拡充

【消防庁】

### ◆提案・要望

大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に有効な車両等（ドローン、無線中継車、水上オートバイ等）について、国有財産の無償使用制度により消防本部に配備できるよう必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 大規模災害発生時には通信の途絶が想定される。現地指揮本部のほか、消防庁をはじめ、都道府県、市町村においてもドローンの映像情報を共有し、有効な活動方針を早急に打ち出すため、災害現場には、無線中継車による通信手段の確保が必要である。
- ・ 国有財産の無償使用制度によって、さいたま市消防局に緊急消防援助隊の活動支援のため、ドローン1機が貸与されているが、無線中継車は貸与されていない。
- ・ また、ゲリラ豪雨や台風などの大規模な風水害の発生時に緊急消防援助隊が応援出動する場合、消防の能力を十分活用するためには、浸水区域において、瓦礫・漂流物に強く、迅速な搜索・救助活動を可能とする水上オートバイが必要である。
- ・ 緊急消防援助隊の活動を効果的に行うため、国有財産の無償使用制度による車両、資機材の拡充及び配備を進める必要がある。

## 6 消防団の装備に対する支援

【消防庁】

### ◆提案・要望

- (1) 消防団に配備するデジタル携帯用無線機について、消防団の装備の基準に見合った交付税措置等を市町村に対し行うこと。
- (2) メーカーに対するデジタル携帯用無線機の価格低廉化の要請や国レベルでの共同購入の枠組みづくりに取り組むこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 消防団の装備の基準第5条第1項では「消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機」（以下、デジタル携帯用無線機）を「班長以上の階級にある消防団員に配備すること」と規定している。
- ・ しかし、デジタル携帯用無線機は高額であり、県内市町村では、短期間で基準どおりに配備することが困難である。
- ・ 早期にデジタル携帯用無線機を配備するためには、交付税措置額の引上げなどの財政支援及び安価で購入できる仕組みの構築が必要である。

# ■治水・治山対策の推進

【国土交通省】

県担当課：下水道事業課

## 1 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化

【国土交通省】

### ◆提案・要望

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の生命と財産を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、各地で時間雨量50ミリメートルを超えるような集中豪雨の発生回数が増加傾向にあり、内水氾濫による浸水被害発生リスクが増大しており、県内においても毎年床上・床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備済面積／全体計画面積）は、平成30年度末で約28%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- ・ 雨水管きよ等整備は公費が原則であり、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

### ◆参考

○過去の浸水実績

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
床上浸水（棟）	104	898	403	478	20
床下浸水（棟）	198	4,108	1,734	714	81
合 計（棟）	302	5,006	2,137	1,192	101

# ■感染症対策の強化

【厚生労働省】

県担当課：保健医療政策課

## 1 結核病床の確保

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、必要な財源を確保すること。

### ◆本県の現状・課題等

- 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。  
結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
- 本県においては、平成24年及び平成28年に20床ずつ、更に平成29年に21床減少しており、今後ともさらなる結核病床の廃止が予想される。
- このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなる懸念される。
- 結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

### ◆参考

○埼玉県における結核病床の利用状況

月	月末病床利用率
平成31年1月	36.2%
平成31年2月	30.0%
平成31年3月	33.1%
平成31年4月	30.0%
令和元年5月	33.1%
令和元年6月	27.7%
令和元年7月	33.1%
令和元年8月	35.4%
令和元年9月	30.0%
令和元年10月	25.4%
令和元年11月	33.8%

## 2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し

【厚生労働省】

### ◆提案・要望

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

- ・最新の知見を踏まえ、更に流通備蓄を増やすなど効率的な備蓄方法を検討する
- ・完全な製品化をしない状態で業者が保管する
- ・廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用する 等

### ◆本県の現状・課題等

- ・平成30年6月22日に、抗インフルエンザ薬の備蓄目標量を変更する旨の国の通知があり、備蓄目標として、国と全都道府県でそれぞれ1,750万人分備蓄することとされており、本県においても、この目標を基に備蓄を進めている。

### ◆参考

○新たな備蓄目標量（万人分）（平成30年6月22日の国通知による）

	タミフル		リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
	カプセル	ドライシロップ				
国	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
都道府県	472.5	227.5	175	787.5	87.5	1,750
流通備蓄	270	130	100	450	50	1,000
計	1,215	585	450	2,025	225	4,500

○本県の備蓄量（万人分）（令和2年3月末現在）

	タミフル カプセル	タミフル ドライシロップ	リレンザ	イナビル	ラピアクタ	計
埼玉県	50	18.49	14.72	10.68	6.6	100.49

- ・しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成18年度からこれまでの間に累計の購入費が約42億4千万円に上っている。
- ・一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、政府行動計画に基づかない放出はできないこととなっている。
- ・このため、使用期限を経過した薬剤は、市場流通させずに焼却廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。

### 3 予防接種の速やかな定期接種化

【厚生労働省】

#### ◆提案・要望

- (1) ワクチン接種で防ぐことが可能な病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、ワクチン接種に関して対象年齢、安全性、費用対効果などの議論を早急に進め、有効性や安全性が認められた以下のワクチンについては速やかに定期接種に位置付けること。
  - ・ おたふくかぜ予防ワクチン
  - ・ 帯状疱疹予防ワクチン
- (2) 接種の経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、現在は任意接種となっている造血細胞移植を行った場合のワクチン再接種について、定期接種の対象とすること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 予防接種法の規定に基づき予防接種に関する基本的な計画が平成26年3月28日に告示、同年4月1日から適用され、この計画において、ワクチンギャップ解消のため「広く接種を推進していくことが望ましい」とされた七疾病のうち、定期の予防接種に位置付けられていない水痘、おたふくかぜ、B型肝炎及び成人の肺炎球菌感染症の四疾病については必要な措置を講じる必要があるとされた。
- ・ また、ロタウイルス感染症についても四疾病と同様に必要な措置を講じる必要があるとされ、さらに、新規ワクチンについて製造販売承認が行われた際には、国は速やかに当該ワクチンの法律上の位置付けについて必要な措置を講じるように努めると規定された。
- ・ こうした中、四疾病のうち水痘、B型肝炎、成人の肺炎球菌感染症については定期の予防接種となり、ロタウイルス感染症は令和2年10月から定期の予防接種となる予定である。しかし、おたふくかぜは未だ定期予防接種に位置付けられていない状況である。
- ・ また、平成28年3月に水痘ワクチンに50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防に対する効能・効果が追加承認され、現在、国では定期接種化に対する議論を進めている。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点から、ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については有効なワクチンの活用を考慮すべきであり、今後、こうしたワクチンに関する議論を早急に進め、速やかに定期接種化に対する結論を出す必要がある。
- ・ また、小児がんの治療として造血細胞移植を行った場合、移植前の予防接種で得られた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する頻度が高くなる。そのため、造血細胞移植学会ガイドラインにおいて、移植後の予防接種により感染症の発症予防や症状の軽減が期待できる場合には、予防接種の実施が推奨されている。
- ・ 定期接種では、必要な費用について国から市町村に財政措置があり、健康被害が発生した場合には国による救済措置の対象となる。
- ・ 一方、予防接種法では、各ワクチンの接種回数が規定されており、規定回数を超える接種は定期接種の対象外となる。このため、同じワクチンの再接種は任意接種となることから、複数のワクチンを再接種する場合は高額となり、被接種者の負担が大きくなるものである。
- ・ 病気の発生・まん延防止及び県民の健康維持の観点に加えて、経済的負担の軽減や健康被害が生じた場合の救済の観点から、国においてワクチン再接種の定期接種化について検討されることが望ましいものである。

